

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

1 主旨

国の制度である「幼児教育・保育無償化」に伴い、マイナンバー制度に基づく  
区独自利用事務の情報連携拡大について、個人情報保護委員会から通知があった。

私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務につ  
いても規定の整備を図る必要があるため、「世田谷区行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」を令和3年  
第1回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務に  
ついて、個人番号の利用範囲を変更する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月2日条例第36号 (第1条から第3条 略) (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 別表第1左欄に掲げる区の機関(条例、規則又は世田谷区教育委員会規則の規定により同表右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>(2 略)</p> <p>3 別表第2左欄に掲げる区の機関は、同表右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを同表中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>	<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月2日条例第36号 (第1条から第3条 略) (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 別表第1左欄に掲げる区の機関(条例、規則又は世田谷区教育委員会規則の規定により同表右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>(2 略)</p> <p>3 別表第2左欄に掲げる区の機関は、同表右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを同表中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1343 336 1385">機関</th> <th data-bbox="336 1343 1066 1385">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1385 336 1431">区長</td> <td data-bbox="336 1385 1066 1431">(1の項から12の項 略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	区長	(1の項から12の項 略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1343 1335 1385">機関</th> <th data-bbox="1335 1343 2065 1385">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1385 1335 1431">区長</td> <td data-bbox="1335 1385 2065 1431">(1の項から12の項 略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	区長	(1の項から12の項 略)
機関	事務								
区長	(1の項から12の項 略)								
機関	事務								
区長	(1の項から12の項 略)								

改正後			改正前		
	13 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する入園料補助金、保育料補助金、 <u>預かり保育料補助金、副食費補助金</u> 及びその他の納付金補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの			13 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する入園料補助金、保育料補助金、 <u>就園奨励費補助金</u> 及びその他の納付金補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
区長	(14の項から19の項 略)		区長	(14の項から19の項 略)	
教育委員会	(略)		教育委員会	(略)	
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
区長	(1の項から12の項まで 略)		区長	(1の項から12の項まで 略)	
	13 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する入園料補助金、保育料補助金、 <u>預かり保育料補助金、副食費補助金</u> 及びその他の納付金補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの		13 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する入園料補助金、保育料補助金、 <u>就園奨励費補助金</u> 及びその他の納付金補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの